

令和7年

漁業者の皆様へ

がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業

漁業者の負担軽減を図り、
出漁を促進するため、
燃油価格の高騰相当分を支援します！



申請できる方

- ① 市内に住所を有する、市内漁協の組合員（個人及び法人、正組合員及び准組合員）である方
- ② 令和4年から令和6年までのいずれかの年の収入のうち、漁業収入が最も高い年がある方
- ③ 市税等について、滞納がない方

申請に必要なもの

- ① 萩市漁船用燃油価格高騰対策事業補助金交付申請書兼委任状
- ② 令和4年から令和6年までのいずれかの年の収入のうち、漁業収入が最も高い年があることが証明できる書類（確定申告書の控え又は税申告を証明する書類等）
- ③ 燃油購入実績報告書

補助額

□対象期間中の燃油購入量（1ℓ未満は切捨て）× 補助単価

補助単価（1円未満切捨て）＝ 令和7年各回の平均燃油価格 － 令和3年の同期間の平均燃油価格

※補助単価は、2回に分けて算出します。

（1回目）令和7年1月から6月までの間 （2回目）令和7年7月から12月までの間

対象の漁船用燃油

令和7年1月1日（水）から令和7年12月31日（水）までの間に漁船用として購入した燃油
（A重油、軽油、ガソリン）

※遊漁船業に用いる燃油は対象外、兼業の場合は、漁船用に用いる燃油のみ対象となります。

対象期間

令和7年1月1日（水）～ 令和7年12月31日（水）

申請について

原則、所属する漁協各支店へ申し込みをしてください。
（漁協各支店が取りまとめて、市へ申請します。）

申請期間

（1回目）令和7年1月から6月までの購入分⇒令和7年7月1日（火）～ 令和8年1月30日（金）

（2回目）令和7年7月から12月までの購入分⇒令和8年1月5日（月）～ 令和8年1月30日（金）

※上記の申請期間は、漁協各支店が取りまとめて市へ申請をする期間です。漁業者から漁協各支店への申込みが可能な期間とは異なるため、所属漁協で確認してください。

お問い合わせ先

山口県漁協はぎ統括支店管内の各支店 又は 萩市農林水産部水産課（TEL：0838-25-4195）

